

指名停止一覧【令和7年度措置分】

措置月日順

登録名簿	業者名	住所	指名停止期間(始)	指名停止期間(終)	(期間)	理由	備考
建設工事	(株)春本工業	佐世保市白仁田町41番地2	令和7年4月8日	令和7年11月7日	7か月	公契約関係競売等妨害 又は談合	(株)春本工業については、佐々町が令和6年6月に発注した令和6年度図書館照明LED化工事において、同町長が漏らした最低制限価格に近い金額により工事を落札したとして、代表取締役(逮捕時)が、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕されたことによる措置。
建設工事	エム・エムブリッジ(株)	広島県広島市西区観音新町1-20-24	令和7年5月20日	令和7年6月19日	1か月	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	エム・エムブリッジ(株)については、西日本高速道路(株)九州支社発注の令和2年度佐世保道路佐世保高架橋(拡幅)工事(その2)において、令和7年2月15日未明、橋桁を台車で運搬中に、安全管理措置の不適切により、橋桁を主要地方道佐世保日野松浦線上に転倒させたため、同日午前6時に予定していた同県道の通行止め解除が遅延し同日午後4時15分となり、約10時間以上に渡り道路交通に影響を与える事故を起こしたことによる措置。
建設工事	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年5月20日	令和7年6月19日	1か月	独占禁止法違反行為	新明和工業(株)については、機械式駐車装置の設置工事において、同業他社らと共同して当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように見積価格を調整していたことが、同工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和7年3月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。
建設コンサル	(株)中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿八丁目5-1	令和7年9月2日	令和8年1月1日	4か月	公契約関係競売等妨害 又は談合	(株)中央技術コンサルタンツについては、宮城県気仙沼市が令和5年7月に発注した田中百目木線外4路線概略・予備設計業務において、入札の秘密事項である設計価格を業者に漏らしたとして、官製談合防止法違反等の疑いで同市職員が、また、公契約関係競売入札妨害の疑いで(株)中央技術コンサルタンツ東北支店長が、令和7年7月21日に宮城県警に逮捕されたことによる措置。
建設工事 物品 業務委託	極東開発工業(株)	大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	令和7年12月10日	令和8年1月9日	1か月	独占禁止法違反行為	極東開発工業(株)については、共同して特定特装车製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、特定特装车製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。
建設コンサル	(株)トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号	令和8年1月22日	令和8年2月21日	1か月	独占禁止法違反行為	(株)トーニチコンサルタントについては、地方公共団体等が発注した跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から同法に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。
物品	(有)川下電機商会	佐世保市矢峰町119番地1	令和8年2月5日	令和8年5月4日	3か月	不正又は不誠実な行為	(有)川下電機商会は令和8年1月23日、佐世保市が実施した「モノクロレーザープリンタ」の見積合わせにおいて、落札決定後、仕様書の確認不足により取り扱うことができない製品であったため納品が困難であることを理由に、同月27日契約締結を辞退したことによる措置。